③ 事業場設置日又は業務上死亡若しくは休業災害等が発生した日の翌日から起算する。(制度が変わり、災害が発生していない事業場も申請可能。ただし、労働しない日は除く。)
何らかの操業が行われた日(休日・半

日稼働等)も1日として数える。

継続していること。

④ 事業場の業種と労働者数により、第1種から第5種までの5段階あるので、「中小企業無災害記録日数表※」によりその記録樹立年月日を記入する。

記録達成後も申請日まで無災害が

本を導った日 代表者では 事業を確認を 事務場の所得が 所称於如其準 第 第 章 名 ERAPEAN ... ●請事業等の発施 x1 did nör PRESERVE

小企業無災害記録証申請書

- ① 中小企業(資本の額又は出資の額の総額が1億円以下又は常時使用される労働者数が300人以下の企業)であること。
- ② 中小企業に属する事業場で労働者が10人以上100人未満であること。
- 労働者数の算出は、雇用の形態にかかわらず、事業場に属しているすべての労働者について行う。
- 無災害期間中に労働者数の増減があった場合は、期間中の毎月末現在の労働者数の平均(小数点以下切捨て)とする。